

議案第十九号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山

田

宏

第一条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十九条」を「以下「令」という。」第十八条」に改める。  
別表中

四、五七
七、一四
九、六八
二、六
四、二
五、七九
三六
四八

を

五、四八
八、五六
一一、六
三、一二
五、四
六、九四
四三
五七

に、



その他のもの

その他のもの

六、五六	二、九	九、七	八八、五	一七七、	一七、七	一七	六、	一七、七
------	-----	-----	------	------	------	----	----	------

を

Aに  
・  
六

をA乗じて得た額六

七、八七	三、四八	一、八	八五、	一七、	一七、	一七	七、二	一七、
------	------	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----

を

に、

に、「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）を「令」

一七、七	一七	五、七一	五、八九
------	----	------	------

一七、	一七	六、八五	五、六六
-----	----	------	------

令第七条第八号に掲げる器具	「占用面に積つき平方年メ	を乗じて得た額
	をAに 乗じて 得た二 額四	を乗じて得た額

に、

「第七条第八号及び第九号」を「第七条第九号及び第十号」に改める。

第二条 杉並区公共溝渠条例（昭和二十八年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「二百十一円」を「二百五十三円」に改める。

第三条 杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

四八〇円	一、〇八〇円	一、六八〇円
------	--------	--------

を

五七六円	一、二九六円	二、〇一六円
------	--------	--------

に改める。

別表第三中

一、一九三円	七 七円	一一七円	二九四円
--------	------	------	------

一、一八五円	七 二円	一一七円	二九二円
--------	------	------	------

附  
則

二二 円	九、七二 円	一、二 円	六、四八 円	三九八 円	二六八 円	地下部分 二六八 円	地上露 三出部 四分九 分 円	八八四 円	三五三 円	八八四 円	八八四 円	五八九 円	二九四 円	一一七 円	九八 円	五八九 円
---------	-----------	----------	-----------	----------	----------	------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------

を

二六 円	一、八七五 円	一、二三二 円	六、九六 円	四七七 円	三二一 円	地下部分 二九二 円	地上露 四出一 部分八 分 円	八七八 円	三五一 円	八七八 円	八七八 円	五八五 円	二九二 円	一一七 円	一一七 円	五八五 円
---------	------------	------------	-----------	----------	----------	------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

に  
改  
め  
る  
。

- 1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例第三条第一号の改正規定及び別表の改正規定（「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改める部分、「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）」を「令」に改める部分及び「第七条第八号及び第九号」を「第七条第九号及び第十号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料等を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（占用料の減免）

（占用料の減免）

第三条 区長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができ

第三条 区長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができ

一 法第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第十八条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

一 法第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

二〇八略

二〇八略

第二条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（使用料の額及び算定方法）

第九条 使用料は、使用面積により、一平方

メートルにつき、月額二百五十三円に、使

用開始の日の属する月から使用終了の日の

属する月までの月数を乗じて算定した額と

する。

（使用料の額及び算定方法）

第九条 使用料は、使用面積により、一平方

メートルにつき、月額二百一十一円に、使

用開始の日の属する月から使用終了の日の

属する月までの月数を乗じて算定した額と

する。

2  
略

2  
略

道路占用料改定資料

第一条法 工号第第三 作に一三 物掲項十 げ第二												占 用 物 件	単 位	占 用 料	
広告塔	変圧所の 塔その他 の公共電 線に類	地下に設 ける変圧 器	路上に設 ける変圧 器	他の下に 線に設け る電線そ の	地架線類 その他上 空に	その他の 柱類	第三種電 話柱	第二種電 話柱	第一種電 話柱	第三種電 柱	第二種電 柱	第一種電 柱			
表示面に積 つき平方 年メ	一個につ き一年	占用面に 積つき平 方年メ	一個につ き一年	長さ一年 メートルに									一本につ き一年		
一七、〇	八、九二	二、八八	四、三二	二八	五七	四三〇	六、九四〇	五、四	三、一二〇	一一、六〇〇	八、五六〇	五、四八〇		(改定後)	
一七、七	七、四四	二、四	三、六	二四	四八	三六〇	五、七九〇	四、二	二、六〇〇	九、六八〇	七、一四〇	四、五七〇		(現 行)	

る五条法 施号第第 設に一三 掲項十 げ第二			る法 施第 設三 十二 条第 一項 第四 号に 掲げ	る法 施第 設三 十二 条第 一項 第三 号に 掲げ	る二条法 物号第第 件に一三 掲項十 げ第二						そ の 他 の も の
び地 地下 下街 室及					の外 も径 のが 一 メ ー ト ル 以 上	も以外 の上 径 一 が メ ー ト ル 未 満 の ル	満以外 の上 径 も が の ・ 四 ・ メ ー ト ル 未 ル	未ル外 満以 径の 上が も の ・ 二 ・ メ ー ト ル	未以外 満上 径の が も の ・ 一 ・ メ ー ト ル	未外 満径 の が も の ・ 一 ・ メ ー ト ル	
上階 の数 もが の三 以	も階 の数 が二 の	も階 の数 が一 の	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ		
をA 乗に じて 得た 額八	をA 乗に じて 得た 額六	をA 乗に じて 得た 額四								七、 八七	六、 〇四 〇
をA 乗に じて 得た 額八	をA 乗に じて 得た 額六	をA 乗に じて 得た 額四	六、 五六	五、 〇四 〇	四、 八	二、 四	九 八	四 八	三 六	二 四	六、 五六 〇

資 料 2

二令 設る 第工 三及 料工 の号 置事 に同 場用 掲条 施げ 第							一令 物号 第 七 掲条 施げ 第	六条法 施号第 設に一 掲項十 げ第二					
危 険 防 止 施 設	料事板 の用囲 置施、 場設足 及場 びそ 工の 事他 用の 材工	工ア 作！ 物チ 式		び旗 幕ざ お 及			標 識	も看 の板 をへ 除ア く！ チ 式 で あ る	類商 す品 る置 も場 のそ 他こ れに	一祭 時礼 的、 に縁 設日 け等 にも 際し、	そ の 他 の も の	地 下 に 設 け る 通 路	上 空 に 設 け る 通 路
		のそ の 他 の も	す車 る道 もを の横 断	のそ の 他 の も	け一 等祭 る時 に礼 も的 際、 のに し縁 設、 日								
	！占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ		一基 につ き一 年	つ！ 占 きト 用 一ル 面 年又 積は 一平 本方 にメ	つ！ 占 きト 用 一ル 面 日又 積は 一平 本方 にメ		一表 ト示 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	！占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	！占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 日メ				
三、 四八	一〇、 八〇〇	八五、 〇	一七〇、 〇	一七、 〇		七、 二	一七、 〇	一七、 〇	一七	六、 八五	五、 六六	一一、 三	
二、 九〇	九、 〇七〇	八八、 五	一七七、 〇	一七、 七		六、	一七、 七	一七、 七	一七	五、 七一	五、 八九	一一、 八	

令第7条第四号に掲げる仮設建築	占面積つき一平方メートル	七、八七
-----------------	--------------	------

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園施設使用料改定資料

種別	単位	金額		
		(改定後)	(現行)	
売店(自動販売機)	一台、一月	五七六円	四八〇円	四八〇円
小型(〇・五平方メートル未満)	同、同	一、二九六円	一、〇八〇円	一、〇八〇円
中型(〇・五平方メートル以上)	同、同	一、二九六円	一、〇八〇円	一、〇八〇円
大型(一平方メートル以上)	同、同	二、〇一六円	一、六八〇円	一、六八〇円

公園占用料改定資料

種別	単位	金額	
		(改定後)	(現行)
電柱 本柱、支柱又は支線	一本、一月	一、一八五円	一、一九三元
水道 の外径四十センチメートル未満のもの	一メートル、同	一一七円	一一七円

資料 2

写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影のための常時占用	天体、気象又は土地の観測施設	高架の占用物件	地下の占用物件		公衆電話所	郵便差出箱又は信書便差出箱	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	電線			管ガ管道下水		
										地下電線			外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル以上のもの	
										外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの			
一時間	撮影機一台、同	同、同	同、同	同	同一平方メートル、	同、同	同、同	一箇所、同	同一平方メートル、	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	
一、二、三、二円	六、九六〇円	四七七円	三二一円	地下部分 二九二円	地上露出 一八分円	八七八円	三五一元	八七八円	八七八円	五八五円	二九二円	一一七円	一一七円	五八五円	二九二円
一、二、二円	六、四八〇円	三九八円	二六八円	地下部分 二六八円	地上露出 三四九分円	八八四円	三五三元	八八四円	八八四円	五八九円	二九四円	一一七円	九八円	五八九円	二九四円

占他その	ロケーション
用のの	
競技会、集会	
一日	同
平方メートル、	
二六円	一〇、八七五円

二二二円	九、七二〇円
------	--------